

「放射性物質による環境汚染からの回復等」の構成のイメージ（案）

重点検討項目：放射性物質による環境汚染からの回復等

東日本大震災の被災者の生活を取り戻し、いち早い復興を進めるため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかにかつ着実に低減することが大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえて制定された平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が平成 24 年 1 月に全面施行されたことを受け、国、地方公共団体等は、法に基づく計画策定や、汚染廃棄物の処理、除染等の措置等を実施していく必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射線による健康上の不安の解消や野生動植物への影響に関する情報を充実させることが重要である。

さらに、放射性物質による環境汚染の防止のため、環境基本法等関係法令の改正が行われた。

このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理、除染等の措置等の取組
- b) 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- c) その他放射性物質による環境汚染防止のための取組

（ 1 ）環境基本計画における施策の基本的方向

国は、除染等の事業の実施に当たり、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、事業の迅速かつ適正な実施に向けて必要な措置を講じていく。また、放射線の人体への影響等についての国民の理解を深めるための広報活動等を講ずることや、放射線による野生動植物への影響に関する基礎的情報や知見を充実させる必要がある。さらに、放射性物質による環境汚染について、環境基本法等の法律の枠組みにおいて対応を検討していくことが求められている。

（ 2 ）現状と取組状況

- a) 事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理、除染等の措置等の取組

現状

放射性物質汚染対処特措法では、「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」として規定している。除染特別地域とは、基本的に警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域が指定されており、同地域では、国が、各市町村などの関係者と協議・調整を行った上で、特別地域内除染実施計画を策定して除染事業を進めることとしている（図表1）。また、地域の空間放射線量が毎時0.23 μ Sv以上の地域がある市町村について、当該市町村の意見を聴いた上で、汚染状況重点調査地域を指定している。指定された市町村が除染実施計画を定めて除染の実施区域を決定し、除染を行うこととしている。平成26年3月31日現在で、除染特別地域として福島県内の11市町村（4市町村は一部地域）、汚染状況重点調査地域として岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県内の100市町村が指定されている。

除染特別地域においては、特別地域内除染実施計画に基づき、環境省が除染事業を発注し、除染を進めている（図表2）。福島県田村市（都路地区）は、平成25年6月に除染実施計画に基づく除染が終了し、檜葉町、川内村、大熊町は、平成25年度中に除染実施計画に基づく除染が終了した。飯舘村、川俣町、葛尾村、南相馬市、富岡町及び浪江町は、平成25年12月に改定した除染実施計画に基づき、除染を進めている。双葉町は、平成26年7月に策定した除染実施計画に基づき、除染を進めている。

汚染状況重点調査地域においては、各市町村の除染実施計画に基づき、発注、除染の実施が進展しており、特に子供の生活環境を含む公共施設等については、福島県内、県外ともに約8割以上の進捗を示すなど、予定した除染の終了に近づいている。そのほか、住宅、農地・牧草地、道路の除染についても、福島県内、県外ともすでに約6割以上が発注されているなど、着実な除染の進捗が見られており、予定した除染が終了した市町村も見られる（図表3）（福島県内：平成26年2月時点、福島県外：平成25年12月時点）。

図表1．除染特別地域



出典)平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

図表 2 . 除染特別地域における国直轄除染の進捗状況（平成 26 年 2 月時点）

平成26年 2月21日現在	田村市		楢葉町		川内村		飯館村		川俣町		葛尾村		大熊町		南相馬市		富岡町		浪江町	
	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率
宅地	100%	100%	97%	100%	100%	100%	9%	100%	17%	100%	59%	100%	89%	100%	—	26%	—	50%	0.1%	4%
農地	100%	100%	94%	100%	98%	100%	4%	40%	5%	100%	0.1%	100%	40%	100%	0.3%	46%	0.2%	42%	—	15%
森林	100%	100%	98%	100%	100%	100%	5%	45%	14%	100%	99%	100%	76%	100%	0.4%	43%	0.1%	62%	2%	14%
道路	100%	100%	84%	100%	100%	100%	0.9%	28%	0.3%	100%	1%	100%	75%	100%	0.2%	21%	11%	51%	—	23%

注1：実施率は、当該市町村の除染対象の面積等に対する、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等の割合。
 注2：発注率は、当該市町村の除染対象の面積等に対する、契約済の面積等の割合。
 注3：除染対象の面積等・発注面積等・除染行為が終了した面積等は、いずれも今後の精査によって変わらうる。
 注4：「—」は、除染等工事は契約済であり、一部作業に着手済の状況を示す。

資料：環境省

出典）平成 26 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

図表 3 . 汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況

福島県内 (平成 26 年 2 月末現在)	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)	福島県外 (平成 25 年 12 月末現在)	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
公共施設等	約 9 割	約 8 割	学校・保育園等	ほぼ発注済み	ほぼ終了
住宅	約 7 割	約 4 割	公園・スポーツ施設	ほぼ発注済み	ほぼ終了
道路	約 7 割	約 3 割	住宅	約 6 割	約 6 割
農地・牧草地	約 8 割	約 7 割	その他の施設	約 8 割	約 8 割
森林(生活圏)	約 4 割	約 2 割	道路	約 9 割	約 9 割
			農地・牧草地	約 9 割	約 7 割
			森林(生活圏)	約 5 割	約 1 割

注1：福島県が行った調査結果を基に作成。
 注2：計画数は平成 25 年度末までの累計。全体数は各市町村により、調整中や未定となっており、今後増加する可能性もある。

資料：環境省

注：予定数は平成 25 年 12 月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もある。

出典）平成 26 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

取組状況

< 放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する取組等 >

【放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理の実施】（環境省）

本施策は、放射性物質汚染対処特措法に基づき指定された汚染廃棄物対策地域内の廃棄物である対策地域内廃棄物、及び東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質が、ごみの焼却灰等に一定濃度を超えて付着・濃縮したもののうち、環境大臣が指定したものである指定廃棄物について、国の責任において着実に処理を進めるとともに、市町村等が行う農林業系廃棄物（8,000Bq/kg以下）の処理を促進するものである。

対策地域内廃棄物

市町村ごとに帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標を定め、平成 25 年度末時点で、楢葉町、川内町、大熊町の 3 町については搬入を一通り完了し、南相馬市についても目標通り、一部を除き搬入が完了している。仮置場への搬入後の災害廃棄物の処理については、各市町村と随時調整を行いつつ、処理のスケジュールを設定し、既に一部市町村では仮設焼却施設の設置場所を確保し、順次建設を進行している。

今後は、避難指示解除準備地域及び居住制限区域について、避難されている方々の帰還を推進する観点から、その妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先の目標として進める。仮置場への搬入後の処理についても、仮設焼却施設の設置場所が確保できた所から順次建設を進める。

福島県内の指定廃棄物

8,000Bq/kgを超え、10万Bq/kg以下の指定廃棄物は既存の管理型処分場、10万Bq/kg超の指定廃棄物は中間貯蔵施設に搬入する方針であり、平成25年12月に管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、計画案を提示し、受入れ要請を行った。この案について、平成26年2月に福島県知事より、配置計画を見直すよう申し入れがあったことから、3月27日に管理型処分場内に計画していた固型化施設等の設置場所の見直し等を回答した。また、下水汚泥や農林業系廃棄物等の指定廃棄物については、保管が長期化すると、腐敗や臭気等のおそれがあるので、性状を安定させ、保管スペースを確保する観点から、焼却等の減容化事業を実施した。

今後は、既存の管理型処分場（8,000Bq/kg超10万Bq/kg以下）の活用及び中間貯蔵施設（10万Bq/kg超）の設置に向け、地元との調整を行う。

福島県外の指定廃棄物

保管がひっ迫している関係5県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）において、平成25年10月の有識者会議で決定した処分場候補地選定のベースとなる案に基づき、宮城県では同年11月に選定手法を確定し、平成26年1月に詳細調査候補地を3か所提示した。栃木県では平成25年12月、千葉県では平成26年4月に選定手法が確定し、選定作業を実施している。

今後は、宮城県において詳細調査を開始できるよう、栃木県及び千葉県において選定手法に基づき詳細調査の候補地を選定し、地元との調整を行いつつ、早急に候補地を決定できるよう進めていく。その他の県においては、各県内での処分場の確保を進める。

8,000Bq/kg以下の農林系廃棄物

処理を支援する事業を実施しており、平成25年度末までに岩手県、福島県、群馬県の12市町の焼却施設で処理を開始した。

今後は、補助金を活用した処理が進むよう、各市町村に働きかける。

< 除染に関する取組等 >

【放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等】（環境省）

本施策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するために、除染等の措置等を実施するものである。

除染等の措置

平成23年8月に成立し、平成24年1月に全面施行した放射性物質汚染対処特措法を踏まえ、同法に基づく基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、「除染関係ガイドライン」（平成23年12月）の作成等を実施した。

これらの仕組みにのっとり、国が直接除染を実施する地域（以下「除染特別地域」という。）について、11市町村で除染実施計画を策定し、除染作業を順次実施している。そのうち4市町村（田村市、楡葉町、川内村、大熊町）において除染実施計画に基づく除染が終了した（平成26年4月現在）。

また、市町村が中心となって除染を実施する区域（以下「汚染状況重点調査地域」という）についても、計画策定予定の94市町村全てにおいて除染実施計画が策定され、作業が進められている。そのうち福島県外の16市町村において計画に基づく除染等の措置が完了し、その他の市町村においても除染が着実に進捗している（平成26年3月末現在）。

今後は、除染特別地域については、平成25年12月に実施した除染実施計画の見直しを踏まえ、除染事業の実施に当たり、復興の動きとの連携や除染の加速化・円滑化により、可能な限り工期の短縮化を図るとともに、進捗状況を見える化していく。汚染状況重点調査地域については、国が財政的・技術的な措置をしっかりと実施し、除染の加速化を図る。

中間貯蔵施設の整備

福島県内で発生した除染に伴う土壌や廃棄物等を安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設の整備について、中間貯蔵施設の設置候補地におけるボーリング調査の実施や、有識者からなる検討会等の結果を踏まえて、平成25年12月に国から福島県並びに大熊町、双葉町、楡葉町及び富岡町に対して、中間貯蔵施設等の案を提示して、受入れ要請を行った。この案について、平成26年2月に福島県から見直しの申入れがなされ、これを踏まえて3月に国から中間貯蔵施設を大熊町及び双葉町に集約するなどの回答を行った。その後、4月に国から福島県並びに大熊町及び双葉町に対し、生活再建策等について改めて説明を行い、住民説明会の開催について了解を得て、5月31日から6月15日にかけて福島県内及び県外で合計16回開催した（平成26年6月現在）。

今後も、平成27年1月の搬入開始に向け、関係省庁との連携の下、政府一丸となって中間貯蔵施設の整備に取り組む。

【放射性物質の効率的な除染に関する技術開発の推進】（文部科学省）

本施策は、住民の被ばく線量を低減し、住民の一日も早い帰還を目指すため、独立行政法人日本原子力研究開発機構において福島県等の地方公共団体や国内外の研究機関、民間企業等と連携・協力しながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質で汚染された環境（水、土壌等）の回復に向けた環境修復技術や、放射線測定に関する技術開発、放射性物質の環境動態等に関する研究等を実施するものである。本施策は平成24年度から実施しており、その概要は以下のとおりである。

平成24年度

放射性物質回収・除去技術等の開発を進めるとともに、高価格である高分子捕集材を安価に製造するための量産化技術を研究開発しており、成果の一部は既に実用化されている。また、効率的な除染を目指して超高压水を用いた除染

の技術実証を進めるとともに、更なるコスト削減に資する研究開発を実施しており、これらの成果は地方公共団体等において活用されている。

平成25年度

土壌の粘土鉱物に対するセシウム吸着状態を解明するとともに、湿式分級法の最適化等の実施等、効率的な除染に資する技術開発を実施した。また、無人ヘリにより地上の放射線量を精度よく測定、比較することで除染効果の迅速な把握が可能となるシステムの研究開発を行った。さらに、地方公共団体等において除染の効果や、大まかな費用の把握が可能となる除染効果評価システムを開発し、地方公共団体に提供した。

平成26年度

セシウム吸着状態のサイトの構造や化学結合特性を解明し、セシウムの移動特性等を把握する研究開発を進めるとともに、放射性核種の移行予測技術の高度化を目指して、シミュレーションモデルの作成、解析を実施する予定である。また、研究開発の成果を地方公共団体や民間企業等の除染の実施主体に移転するとともに、地方公共団体等に対して、研究開発の過程で得られた知見に基づく助言を行っており、除染に係る技術・知見については、環境省や地方公共団体で策定している除染関係ガイドラインや除染作業に係るマニュアルへ反映されている。

今後は、一度除染した地域の放射性物質の移行による再汚染等が懸念されるため、中長期的な放射性物質の移行を予測できるよう、環境動態の研究を進める。

【森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業】（農林水産省）

本施策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された地域の約7割を占める森林が、水源のかん養等の公益的機能を担っており、慎重な取扱いが必要であることから、災害等による放射性物質の拡散を防止しつつ、徐々に低減させていく技術の検証・開発を行うものである。

事業で得られた成果については、環境省や地方公共団体に提供するとともに、森林除染や林業再生に向けた取組などに活用されている。

- ・平成23年度：福島県広野町で事業を実施し、その結果については、「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針」として取りまとめ、平成24年4月に公表
- ・平成24年度及び平成25年度：福島県川内村等で事業を実施（平成24年度の結果は平成25年8月に公表）
- ・平成26年度：福島県川内村等で事業を実施予定

今後は、森林内の放射性物質の分布状況が変化してきていることを踏まえつつ、これまでの実施箇所での継続モニタリング、より効果的・効率的な技術の検証・開発を進める。

【森林における除染等実証事業】（農林水産省）

本施策は、森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業で開発された技術等を用いて、森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術を各地域で効果的に導入していくために必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を実質的に推進するものである。これまでの取組状況は以下のとおり。

- ・平成23年度：福島県内18市町村で実施
- ・平成24年度：福島県等7県、29市町村及び飯舘村内国有林で実施
- ・平成25年度：福島県等6県、57市町村及び飯舘村内国有林で実施
- ・平成26年度：福島県等5県、53市町村及び飯舘村内国有林で実施中（国有林は契約手続き中）

今後、森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業で開発された新たな技術等を現場レベルで効果的に導入していけるよう取組を推進する。

【農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発】（農林水産省）

本施策は、被災地での営農の早期再開のため、農地土壌除染技術体系の構築・実証、高濃度汚染農地土壌の現場における処分技術の開発及び農地から放出される放射性物質の動態予測技術の開発を行うものである。

これまでに、作業効率が高く、精度良く削り取りの深さを調整できる表土削り取り機、用排水路、法面、畦畔、農道等農地周辺の除染機、水による土壌攪拌・除去技術を開発し、実証試験により、空間線量率、土壌中の放射性セシウム濃度、農産物中の放射性セシウム濃度が低減することを確認した。また、米、大豆、そばについて、放射性セシウム濃度が高まる要因や対策を整理し、得られた知見は平成26年1月（大豆、そば）と3月（水稻）に公表され、現場での営農指導のための資料として広く活用されている。また、開発した農地の除染方法は、環境省の「除染関係ガイドライン第2版」（平成25年5月）にも掲載されている。本施策は平成24年度から実施しており、成果の活用により、汚染の程度や地目に応じた農地の除染が進められるとともに、米、大豆、そば等において、放射性物質濃度の基準値を超過する農産物の発生が大幅に減少する等の効果が出ている。

今後は、除染後農地の省力的管理技術の開発、あんぽ柿や牧草等課題が残されている品目に対応した放射性物質対策技術やカリ施用卒業のための土壌リスク判定技術の開発、森林やため池等の農地周辺から農地への放射性物質流入特性の解明等、残された課題の解決に取り組むことを検討する。

【農地除染対策実証事業】（農林水産省）

本施策は、開発された農地除染技術を様々な現地条件において工事実施レベルで実証し、適用可能な対策工法として確立することにより、着実に除染対策を推進し、被災者のふるさとへの帰還、営農再開の早期実現に資するものである。具体的には、開発された除染技術ごとに、現地条件が異なる複数のほ場において実証し、作業手順、施工方法、土壌の飛散防止対策、オペレータの安全対策、安全な作業工程等を検証し、作業マニュアルを策定する。また、対策工法の効果を検

証するため、対策実施前後における農地の放射性物質含有量の確認、空間線量・地下水等のモニタリング調査を行う。

平成24年度に、福島県飯舘村及び川俣町の40haの農地を対象に表土削り取り等の農地除染技術の実証工事を実施し、表土削り取りによって作土層の放射性セシウム濃度が8割から9割程度減少する等の効果を確認した。あわせて、農地の除染の実施に当たり必要となる調査、設計、費用の算定（積算）、施工管理等の情報を取りまとめ、「農地除染対策の技術書」を作成、公表した。

本施策は平成24年度で完了した。その成果は「農地除染対策の技術書」等としてとりまとめ、公表しており、除染の現場において活用されるなどの効果が出ている。

<その他の取組>

【「総合モニタリング計画」に沿った福島県を中心とした環境放射線モニタリングの実施と結果の公表】（環境省）

本施策は、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定）に沿って、原子力規制委員会として、「原子力規制委員会設置法」（平成24年法律第47号）に基づく原子力利用における安全の確保を図るために、福島県を中心として、航空機モニタリングやサーベイメータを用いた空間線量率のモニタリング、海洋モニタリング等を実施し、その結果を公表するものである。

総合モニタリング計画に基づき、モニタリング体制を整備するとともに、関係府省、福島県等とともにモニタリングとその結果の公表を実施している。総合モニタリング計画については、平成24年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日に改定を行った。また、平成25年9月13日に東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏洩問題等を踏まえ、「海洋モニタリングに関する検討会」を設置し、同検討会での議論も踏まえ、平成26年4月1日に総合モニタリング計画を改定し、海洋モニタリングを強化している。

今後は、総合モニタリング計画に基づき、引き続き、着実なモニタリングを実施し、その結果の公表に努めるとともに、公表方法をより分かりやすくするよう、改善に努める。

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質のモニタリングに関して、原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において策定されたものである。本計画に沿って関係府省、福島県等が陸域、海域のモニタリングを実施し、その結果を原子力規制委員会等が取りまとめて公表している。

【研究成果展開事業 先端計測分析技術・機器開発プログラム「放射線計測領域」】（文部科学省）

本施策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響から復興と再生を遂げるため、放射線計測に関して、行政ニーズ、被災地ニーズ等の高い要素技術の開発、及びプロトタイプ機の開発、性能実証、システム化等を促進するための新たな技術開発を行うものである。

平成24年に17課題、平成25年に5課題採択し、研究開発が終了した課題については現地試験や実用化の段階にあり、その他の課題については研究開発を継続している。具体的な現場実装や実用化の事例は以下のとおりである。

食品放射能検査システム

米や青果等の非破壊検査機器であり、厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準拠している。消費者の食の安全・安心を確保するものであり、平成24年8月に製品化され、福島県内各地の農協等に納品された。

小型・軽量ガンマ線撮像用コンプトンカメラ

放射性セシウム134・137の分布を画像化できる機器について、従来よりも小型化・軽量化・低価格化した機器の開発を行った。除染作業の効率化への貢献が期待されており、平成25年11月から現地で活用されている。

今後は、放射線計測領域の担当総括による開発チームへの技術的な指導強化により開発成果の更なる創出に努め、引き続き行政ニーズ、被災地ニーズの高い放射線計測分析技術・機器・システムの開発を推進する。また、開発成果の活用、普及を更に進めるため、展示会等への開発成果の展示や被災地の地方公共団体関係者らユーザーへのアピールのため、公開シンポジウム等を開催する。

b) 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握

現状

国では、福島県が県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出して県を全面的に支援している。福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散や住民の避難などを踏まえ、県民の被ばく線量の把握を行うとともに、長期にわたって県民の健康状態を把握し、将来にわたる県民の健康の維持・増進を図るため、本基金を活用して「県民健康調査」を実施している。「県民健康調査」の基本調査では、全県民を対象として、事故後4か月間の外部被ばく線量を推計しており、これまでに約47万人の推計が終了し、99.8%の方が5mSv未満、99.9%以上が10mSv未満との結果が得られている（平成25年3月末現在）。

取組状況

<総合的な取組等>

【福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業】（復興庁）

本施策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するため

の取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施するものである。

福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業では、帰還加速のための取組の1つとして、放射線リスク等に関する対話集会等への支援等を行う「住民の安全安心」事業を実施している。なお、平成25年度補正予算において、福島再生加速化交付金が創設されたことに伴い、「住民の安全安心」事業は、福島再生加速化交付金へ移管された。

【放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策】（環境省）

本施策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、福島県が福島県民の中長期的な健康管理を可能とするための体制の整備等を支援するものである。また、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等について国として実施すべき事業を行うとともに、健康不安対策についても着実に進めていく。

福島県の県民健康調査への支援

国は、福島県の「福島県民健康管理基金」に交付金（平成23年度二次補正：782億円）を拠出して、福島県が実施する県民健康調査を支援している。福島県は、同交付金を活用して、県民健康調査として全県民を対象とした被ばく線量の把握のための調査を実施するとともに、事故時に18歳以下であった方を対象とした甲状腺超音波検査等を実施している。また、子どもや妊婦を対象とした、ホールボディカウンター検査による内部被ばく検査も実施している。加えて、健康診断のきめ細やかなフォローや、健康管理の情報発信を行う拠点（放射線医学県民健康管理センター）を整備するための予算措置（平成24年度：60億円）等を行っている。

被ばく線量評価等に関する調査研究

事故初期のヨウ素等短半減期核種による内部被ばく線量の推計手法の開発を実施し、福島県で比較的線量が高かった地域での甲状腺被ばく線量の推計値を得た。また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）や国際放射線防護委員会（ICRP）等の国際機関に所属する専門家が参加する国際シンポジウムを2回開催し、福島県関係者との交流や知見の共有等を実施した。

健康影響に関する調査研究

甲状腺の超音波検査を青森県、山梨県、長崎県において実施し、有所見率の状況について公表を行った。このデータは、福島県での有所見率と同程度の結果となり、福島県における放射線健康不安対策の知見として福島県民に伝えられた。

安心・リスクコミュニケーション事業

放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料を作成した。また、保健医療従事者、学校関係者等に研修を行う講師を育成するための放射線に関する研修や、専門家意見交換会を実施した。

今後は、同基礎資料を活用して、研修対象者の特性等に応じた研修内容となるよう配慮しつつ実施する。

< 食品に関する取組等 >

【食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション】（内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省）

本施策は、消費者が食品中の放射性物質について理解を深め、自らの考えで消費行動ができるよう、関係府省庁（内閣府（食品安全委員会）、消費者庁、厚生労働省、農林水産省）、地方公共団体等と連携し、意見交換会等のリスクコミュニケーションを推進するものである。加えて、平成25年度から、より消費者の疑問や不安に応える取組として、地域において正確な情報提供ができる専門家（コミュニケーター）の養成研修を実施するものである。また、情報提供の取組として、食品中の放射性物質に関する正確な情報提供や問題等を分かりやすく説明する冊子「食品と放射能Q & A」を継続して提供するものである。

平成24年度は、関係府省庁や地方公共団体等と連携し、意見交換会等を全国で開催したほか、食品中の放射性物質に関する3種類のポスター各2万枚、リーフレット各92万部を作成し、公共施設や店頭等における消費者への情報提供として全国で配布した。平成25年度は、上記の取組に加え、コミュニケーターの養成研修を全国で開催し、約3,400名のコミュニケーターを養成した。平成26年度は、引き続き、意見交換会等を開催するとともに、平成25年度に養成したコミュニケーターが地域において正確な情報提供ができるよう、各種の支援を行っていく。本施策は平成23年度から実施しており、平成25年度に開催した意見交換会各会場でのアンケート等からは、食品中の放射性物質に関し、「理解できた」「ほぼできた」と回答している参加者が8割を超えるなど、一定の評価を得ている。

今後は、引き続き、消費者に対して食品中の放射性物質に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進に努める。

【安全・安心のための子供の健康対策支援事業（学校給食安心対策事業）】（文部科学省）

本施策は、厚生労働省で定める放射性物質の基準値に基づき、食品の出荷段階で検査が行われ、基準値を超えるものが出た場合には出荷制限等の措置がとられることを前提としつつ、児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食において放射性物質を測定するための検査を実施し、結果を公表するものである。

平成24年度は43都道府県、平成25年度は10県において実施した結果、基準値を上回る放射線量は確認されておらず、児童生徒や保護者のより一層の安心に資している。平成26年度には、10県において事業を実施している。

今後は、引き続き、学校給食の検査結果の公表を行うことによって、児童生徒や保護者のより一層の安心の確保を図る。

< 野生動植物に関する取組 >

【放射線による自然生態系への影響調査】（環境省）

本施策は、事故由来放射性物質により影響を受けた自然生態系の状況及び東京電力福島第一原子力発電所の事故が間接的にもたらす自然環境への影響を把握するとともに、環境省が実施する調査と研究機関等が実施する調査の情報共有により、関係者間で生態系への影響に係る調査及び情報収集の効率化を図り、東京電力福島第一原子力発電所の事故による自然環境への影響の全体像を把握するものである。

平成24年度は、生態系への影響調査（環形動物、淡水魚類、淡水甲殻類、陸生昆虫、貝類、鳥類、ほ乳類等の試料採取と生物線量評価モデルによる線量率の推定）、文献調査（チェルノブイリ）、情報交換会を実施した。平成25年度は、生態系への影響調査（植物、貝類、魚類、両生類、鳥類、ほ乳類等の試料採取と生物線量評価モデルによる線量率の推定）、植物の発芽試験、海外ヒアリング調査、文献調査、情報交換会、情報提供のためのウェブサイトの作成を実施した。平成26年度は、生態系への影響調査、植物の発芽試験、関連情報収集、情報交換会、関係者の連携による長期観測体制の検討・構築を実施する予定である。試料の線量評価により、国際原子力機関（IAEA）等によるスクリーニングレベルを超過した試料について、知見が蓄積されつつある。

今後は、東日本大震災復興特会特別会計による予算事業が終了予定であるため、長期的にモニタリングを継続していくための手法等について検討を進める。

< 研究、技術開発に関する取組等 >

【放射線安全研究の強化（独立行政法人放射線医学総合研究所運営費交付金（東日本大震災復興特別会計））】（文部科学省）

本施策は、放射性核種による長期的な健康影響の評価・低減方策の提示、東京電力福島第一原子力発電所の復旧作業員等の健康追跡調査の実施、被ばく医療従事者等の人材育成を行うものである。

長期被ばくの影響とその低減化に関する研究

低線量率放射線について、小児への影響、影響の蓄積機構、リスク低減方法を解明するための研究を開始・継続するとともに、福島環境に与える放射線の影響を解析するための試料採取と影響評価手法の開発研究を実施している。

今後は、当該研究はまだ途上であることから、引き続き、長期低線量率被ばくの健康・環境影響評価に必要な研究を実施し、得られた科学的情報を関連国際機関が依拠すべき文献として提供するとともに、東京電力福島第一原子力発電所周辺を踏まえた放射線リスク低減策を提示する。

復旧作業員等の健康追跡調査

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、復旧作業に従事した復旧作業員等（警察官、消防隊員、自衛隊員等）の被ばくと健康の関連について追跡調査を行うため、データ登録を進めている。

今後は、健康影響調査データの更なる拡充等を行いつつ、被ばく線量と健康影響の関係について解析を進める。

被ばく医療従事者等の人材育成

被ばく医療従事者等に対し、福島県内の市町村等をはじめとする地方公共団体からの要望に応じて専門家を派遣し、放射線による健康影響等の研修等について、平成25年度末までの2年間で約300件実施し、放射線に関する知識や被ばく医療に関するレベルアップ及び人材の確保を図った。

今後は、現状において被ばく医療従事者等の人材が不足していることを踏まえ、引き続き、研修等を実施して情報を提供することで、独立行政法人放射線医学総合研究所が蓄積してきた知見を基に、地方公共団体や関係機関からの要請等を踏まえながら、放射線に関する理解醸成に努める。

【放射性物質の効率的な除染に関する技術開発の推進】（文部科学省）

（P5の再掲のため省略）

c) その他放射性物質による環境汚染防止のための取組

取組状況

【放射性物質による環境汚染対策への検討】（環境省）

本施策は、放射性物質による環境汚染の防止のための措置が環境基本法の対象とされたこと等を踏まえ、放射性物質による環境汚染について、環境基本法等の法律の枠組みにおける対応を検討するものである。

放射性物質による環境汚染の防止のための措置が環境基本法の対象とされたことを踏まえ、以下の～を改正内容とする、「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の施行に関する法律」（平成25年法律第60号）を平成25年6月に制定・公布し、施行に向けた準備・検討及び施行を行った。

放射性物質による大気汚染並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の常時監視とその結果の公表を行い、一般環境中の放射性物質の存在状況を把握・周知

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づく放射性物質の常時監視の在り方について有識者による検討会を開催し、常時監視の基本方針や把握方法等に関する報告書を取りまとめ、平成25年12月20日から同報告書を基に本措置が施行されることとなった。また、大気汚染の常時監視について、離島等における環境放射線等モニタリング調査（全国10地点）を実施し、その結果を公表した。また、水質汚濁の常時監視について、東日本大震災の被災地における放射性物質関連の環境モニタリング調査（全977地点）を実施し、その結果を公表するとともに、新規に常時監視

視を実施する地点選定（全国220地点）を行った。加えて、これらの調査の結果と原子力規制委員会が実施する環境放射能水準調査の結果を併せて監視し、公表した。

今後は、大気については離島等における環境放射線等モニタリング調査を継続して実施していく。また、水質については東日本大震災の被災地における放射性物質モニタリング（全971地点）を継続して実施するとともに、新規の地点における常時監視を開始する。さらに、これらの調査の結果と原子力規制委員会が実施する環境放射能水準調査の結果を併せて監視し、公表する。

放射性物質による環境の汚染を南極地域活動計画の確認対象に追加

平成26年6月の施行に向けて、南極地域での処分が禁止される廃棄物として、放射性物質を加える政令改正の手続きを進めた。

今後は、政令改正に伴い、南極地域活動計画の申請を受けた際、放射性物質の南極地域での廃棄が行われないことを確認する。

一般環境中の放射性物質を環境影響評価手続の検討対象に追加

平成27年6月の施行に向けて、平成26年1月に総合環境政策局長の委嘱検討会を設置し、環境影響評価法に基づく基本的事項を改正するための検討を行った。

平成27年6月の施行に向け、検討会で報告書を取りまとめ、平成26年6月下旬に基本的事項を改正した。今後は、各事業種の主務省令について適宜見直しが行われる予定である。

一般環境中の放射性物質による環境汚染に係る目安等の考え方等については、諸外国及び国際機関における取組状況等に関する情報収集・整理を行っており、平成26年度も引き続き、国内外の取組状況等に関する知見等の収集・整理を行い、また、放射性物質関係法律整備法の対象外となった放射性物質に関する法制度の在り方については、事故由来放射性物質（放射性物質汚染対処特措法第1条に規定する事故由来放射性物質）により汚染された廃棄物の処理や除染等の措置等の状況を踏まえつつ、それぞれ、同法の施行後3年を経過した場合において、検討を加えるとする同法附則第5条及び第6条に基づき、検討を進める。

【「総合モニタリング計画」に沿った福島県を中心とした環境放射線モニタリングの実施と結果の公表】（環境省）

（P8の再掲のため省略）